

科学技術・学術審議会の公開の手続きについて

〔平成 31 年 3 月 13 日〕
科学技術・学術審議会決定

科学技術・学術審議会令第 11 条及び科学技術・学術審議会運営規則第 9 条に基づき、科学技術・学術審議会の公開の手続きについて以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。） 17 時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
 なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、会長又は事務局の指示に従うものとする。
 イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従うこととする。
- 3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各 1 名とする。